

別紙1（第12条関係）

共同研究契約書

〇〇〇〇（以下「甲」という。）と地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター（以下「乙」という。）は、共同研究要綱に基づき、次の条項により共同研究の実施及び成果の取扱いに関する契約を締結する。

（共同研究）

第1条 甲及び乙は、次の研究を共同で実施する。

研究課題

（実施場所）

第2条 本共同研究の実施場所及び部署は、次のとおりとする。

（1）東京都江東区青海二丁目4番10号

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 〇〇部 〇〇グループ

（2）東京都葛飾区青戸七丁目2番5号

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 城東支所

（3）東京都墨田区横網一丁目6番1号 KFCビル

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 墨田支所

（4）東京都大田区南蒲田一丁目20番20号

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 城南支所

（5）東京都昭島市東町三丁目6番1号

地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 多摩テクノプラザ 〇〇グループ

（6）（共同研究機関住所）

（共同研究機関名、部署名）

（実施期間）

第3条 本共同研究の実施期間は、平成 年 月 日から平成 年 月 日までとする。

（管理）

第4条 本共同研究の管理は、甲乙が共同して行うものとする。

（研究の分担）

第5条 甲及び乙は、別表第1に掲げる研究をそれぞれ分担する。

2 前項における、研究内容及び研究分担の追加、削除及び変更は相手方との協議の上、「契約内容変更同意書」（別紙2）を取り交わすものとする。

（経費の負担）

第6条 甲及び乙は、別表第2に掲げる経費をそれぞれ負担する。

（研究員）

第7条 甲及び乙は、別表第3に掲げるそれぞれの研究員を本共同研究に参加させる。

2 前項における、研究員の追加、削除及び変更は相手方の同意を得た上で「契約内容変更同意書」（別紙2）を取り交わすものとする。

（共同研究の中止）

第8条 甲及び乙が、天災その他やむを得ない理由により本共同研究の継続が困難となったときは、甲乙協議の上、本共同研究を中止することができる。

2 甲及び乙は、前項の規定による本共同研究の中止によりそれぞれが受けた一切の損害について賠償する責を負わないものとする。

(知的財産権等の定義)

第9条 知的財産権等とは、次の各号に掲げるものをいう。

一 特許権、実用新案権、意匠権、商標権、半導体集積回路の回路配置に関する法律に規定する回路配置利用権、種苗法に規定する育成者権、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物の著作権

二 特許を受ける権利、実用新案登録を受ける権利、意匠登録を受ける権利、商標登録を受ける権利、回路配置利用権の設定の登録を受ける権利及び品種登録を受ける地位

三 その他、甲乙が事前に協議のうえ、財産的価値のある秘匿可能な情報としたもの

(知的財産権等の単独出願)

第10条 甲又は乙は、それぞれ甲又は乙に属する研究員が本共同研究の結果、独自に発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権等の出願を行おうとするときは、当該発明等を独自に行ったことについて、事前にそれぞれ、乙又は甲の同意を得るものとする。

(知的財産権等の共同出願)

第11条 甲及び乙は、甲又は乙に属する研究員が本共同研究の結果、共同して発明等を行い、当該発明等に係る知的財産権等の出願を行おうとするときは、甲乙協議の上、持分割合を定め、地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター知的財産権等取扱要綱別紙第2に基づいて共同出願契約を締結し、出願を行うものとする。

2 前項の共同出願に係る知的財産権等の取得及び管理のために必要な全ての費用は、当該権利の持分に応じて甲及び乙がそれぞれ分担するものとする。

3 甲又は乙は、相手方が望み合意した場合は、時期を問わず知的財産権等の自己の持分を相手方に譲渡することができる。

4 甲及び乙は、自らの責任で、自己に属する者にのみ、当該発明に係る補償を行うものとし、甲及び乙は、相手方の発明者に対する一切の義務を相手方から継承しない。

(優先実施権等)

第12条 本共同研究の結果得た技術上の成果（以下「研究成果」という。）に係る発明等であって、乙に属する研究員から乙に承継された知的財産権等を受ける権利又はこれに基づき取得した知的財産権等（次項に定めるものを除く。以下「乙に承継された知的財産権等」という。）を、発明等の実施に関する契約の日から5年を越えない範囲において、甲が自ら優先的に実施しようとするとき、又は甲の指定する者に優先的に実施させようとするときは、乙の承認を得るものとする。

2 研究成果に係る共同発明等であって、甲、乙の共有に係る知的財産権等を受ける権利又はこれに基づき取得した知的財産権等（以下「共有知的財産権等」という。）を、発明等の実施に関する契約の日から5年を越えない範囲において、甲がその指定する者に優先的又は独占的に実施させようとするときは、乙の承認を得るものとする。

3 乙は、甲又は甲の指定する者から、第1項及び第2項に規定する実施の期間を更新したい旨の申し出があった場合には、審査の上これを承認することができる。この場合、更新する期間については、甲乙協議の上定める。

(第三者に対する実施の許諾)

第13条 乙は、前条の規定により発明等を優先的に実施する権利（以下「優先実施権等」という。）を付与した者（以下「優先実施権者」という。）が優先的実施の期間中その第2年以降において正当な

理由なく当該発明等を実施しないときは、当該優先実施権者以外の者（以下「第三者」という。）に対し当該発明等の実施を許諾することができる。

2 乙は、前条の規定により優先実施権等を付与した場合において、当該優先実施権等を付与したことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、優先的実施の期間中においても第三者に対し当該優先実施権等に係る発明等の実施を許諾することができる。

3 乙は、第三者が共有知的財産権等に係る発明等を実施できないことが公共の利益を著しく損なうと認められるときは、第三者に対し当該優先実施権等に係る発明等の実施を許諾することができる。

4 乙は、前二項の規定により、第三者に対し共有知的財産権等に係る発明等の実施を許諾しようとするときは、特許法第73条第3項の規定にかかわらず、単独で当該優先実施権等に係る発明等の実施の許諾をすることができる。

（実施料）

第14条 甲又は甲の指定する者が、乙に承継された知的財産権等に係る発明等を実施しようとするときは、別に実施契約で定める実施料を乙に支払わなければならない。

2 甲は、共有知的財産権等に係る発明等を実施しようとするときは、乙に対し、別に実施契約で定める実施料を支払わなければならない。

3 共有知的財産権等について甲以外の者から徴収する実施料は、当該権利に係る持分に応じ甲、乙に帰属するものとする。

（共同研究報告書等）

第15条 共同研究が終了したときは、甲は乙と共同して「共同研究成果報告書」（第14号様式）をとりまとめるものとする。この場合において甲は、「共同研究終了報告書」（第15号様式）を添付するものとする。

2 甲は、共同研究が終了した年度の翌年度から3年間、都産技研が定める期日までに共同研究事業に係る過去1年間の事業化状況等について、「共同研究事業化状況報告書」（第16号様式）を理事長に提出しなければならない。

（研究成果の公表等）

第16条 甲又は乙は、本共同研究の実施期間中において、研究成果を乙又は甲以外のものに知らせようとするときは、乙又は甲の同意を得るものとする。

（秘密保持）

第17条 乙は、第3条に定める本共同研究の実施期間終了の後、研究成果を公表するものとする。ただし、甲が業務上の支障があるため、乙に対し研究成果を公表しないよう申し入れたときは、審査のうえ、研究成果の全部又は一部を公表しないものとする。ことができる。

2 乙は、第12条及び第13条の規定により、優先実施権者及び第三者に対し実施の許諾をしたときは、前項ただし書の規定にかかわらず、研究成果を公表するものとする。

3 第1項ただし書に定める場合において、乙は、甲の利害に関係のある事項について、研究成果を公表するまでの期間中秘密を保持するものとする。

（広告等への名義使用）

第18条 甲は、広告、掲示、印刷物（電子媒体も含む）等に本共同研究の成果を公表し、乙の名義を使用する場合は、事前に乙の承認を受けなければならない。ただし、大学又は国公立の試験研究機関等についてはこの限りではない。

（設備等の使用）

第19条 甲は、乙が管理する設備等のうち、共同研究を行うのに必要なものを乙の同意を得て、消耗品を除き無償で使用することができる。

(研究員の遵守事項)

第20条 甲に属する研究員が、前条の規定に基づき乙の設備等を使用するときは、乙の指示及び乙の諸規程に従わなければならない。

(賠償責任)

第21条 甲は、甲に属する研究員が、故意又は過失によって乙の設備等に損害を与えたときは、乙にその損害を賠償しなければならない。

(乙への設備等の持込み)

第22条 甲は、事前に「共同研究に係る設備等設置申請書」(第5-1号様式)を乙に提出し、「共同研究に係る設備等設置承認書」(第5-2号様式)により承諾を得たのちに、甲が所有する設備等を乙に設置することができる。

2 前項の場合における当該設備等の搬入、据付、撤去等に要する費用は、甲が負担するものとする。

3 甲は、共同研究契約期間終了後速やかに当該設備等を撤去するものとする。

(協議)

第23条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議して書面にて定めるものとする。

(契約の解除)

第24条 甲又は乙が本契約に違反した場合は相手方に一ヶ月の猶予期間を定めてその是正を求め、それが是正されないときは本契約を解除することができる。このとき、損害賠償の請求を妨げない。

(合意管轄)

第25条 本契約に関する紛争については、東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第26条 乙は、甲が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱(昭和62年1月14日付61財経庶第922号。以下「要綱」という。)別表1号に該当する(甲が事業協同組合等であるときは、その構成員のいずれかの者が該当する場合を含む。)として要綱に基づく排除措置を受けた場合は、この契約を解除することができる。この場合においては、何ら催告を要しないものとする。

2 乙は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、これによって甲に損害が生じても、その責めを負わないものとする。

(不当介入に関する通報報告)

第27条 甲は、契約の履行にあたって暴力団等から不当介入を受けた場合は、遅滞なく乙への報告及び警視庁管轄警察署(以下「管轄警察署」という。)への通報(以下「通報報告」という。)並びに捜査上必要な協力をしなければならない。

2 前項の場合において、通報報告にあたっては、別に定める「不当介入通報・報告書」を2通作成し、1通を乙に、もう1通を管轄警察署にそれぞれ提出するものとする。ただし、緊急を要し、書面による通報報告ができないときは、その理由を告げて口頭により通報報告を行うことができる。なお、この場合には、後日、遅滞なく不当介入通報・報告書を乙及び管轄警察署に提出しなければならない。

3 乙は、甲が不当介入を受けたにもかかわらず、正当な理由がなく乙への報告または管轄警察署への通報を怠ったと認められるときは、乙の契約から排除することができる。

この契約の締結を証するため、本契約書を2通作成し、甲、乙でそれぞれ1通保管する。

平成 年 月 日

甲 (住所)
(名称)
(代表者) 印

乙 東京都江東区青海二丁目4番10号
地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター
理事長 印

別表第1（第5条関係）

研究の分担

| | 分担研究課題 | 研究細目 |
|-----------|--------------|------|
| 甲 | 「 」に関する研究 | |
| 都産技研 乙 | 「 」に関する研究 | |

別表第2（第6条関係）

経費の分担

| | 項 目 | 金 額 (円) |
|------|------|---------|
| 甲 | 消耗品等 | |
| | 計 | |
| 都産技研 | 消耗品 | |
| | 小 計 | |
| | 備品 | |
| | 小 計 | |
| | 固定資産 | |
| | 小 計 | |
| | 計 | |
| 乙 | | |

別表第3（第7条関係）

研究員名簿

| | 氏 名 | 所 属 名 |
|-----------|-----|-------|
| 甲 | | |
| 都産技研 乙 | | |

○印は、主担当者。